

平成 20 年 11 月 26 日

## 株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

株主および登録株式質権者の皆様へ

神戸市長田区三番町五丁目 5 番地  
ビオフェルミン製薬株式会社  
代表取締役社長 藤本孝明

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「決済合理化法」といいます。）の施行日より実施される株券電子化に対応するため、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）に対し、当社の普通株式を株券電子化後に機構が取り扱うことについて、「社債、株式等の振替に関する法律」第 13 条第 1 項の規定に基づき同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第 8 条第 1 項に基づき下記の通り公告いたします。

### 記

1. 決済合理化法の施行日において、機構をご利用になっていない株式に係る株主および登録株式質権者の皆様の権利を保護するため、その氏名又は名称、ご所有の当社普通株式の株式数等決済合理化法附則第 8 条第 5 項に定める事項を機構に通知いたします。
2. 特別口座を開設する口座管理機関は次の通りです。  
住 所 : 大阪市中央区北浜二丁目 4 番 6 号  
名 称 : 株式会社だいこう証券ビジネス

以 上